

岩手県労働委員会委員（弁護士、労働団体役員、会社経営者等）による

出前無料労働相談会

職場のトラブルで悩んでいませんか？労働委員会の委員が相談に応じます。

- **労働委員会**は、労働者と会社経営者間のトラブルの解決を支援する専門的で中立公正な県の行政機関です。相談の**秘密は厳守**します。
- **労働委員会の委員**は、労働問題に詳しく、**豊富な知識と経験**があります。
当日は、**公益委員**（弁護士、社会保険労務士、大学教授）、**労働者委員**（労働団体役員など）、**使用者委員**（会社経営者など）から各1名ずつ参加し、三者で相談に応じます。

労働者の方からの相談例

突然の解雇・雇止め、配転命令、給与カット、サービス残業、賃金未払い、嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など

経営者の方からの相談例

退職する社員からの金銭要求、労働条件の話し合いが進まない、労働組合から団体交渉を申し込まれた など



5月13日(火)

【夜間】18時～21時

盛岡

岩手県労働委員会

盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階

6月1日(日)

13時～16時

北上

北上市生涯学習センター

北上市大通り1丁目3-1 おでんせプラザぐろーぶ3階

7月6日(日)

13時～16時

大船渡

市民交流館 カメリアホール

大船渡市盛町内ノ目4-2

8月6日(水)

【夜間】17時～20時

北上

北上市生涯学習センター

北上市大通り1丁目3-1 おでんせプラザぐろーぶ3階

9月7日(日)

17時～20時

遠野

あすもあ遠野

遠野市新穀町6-1

- 相談会は**予約が必要**（先着順）です。
（予約がある場合のみ開催）
- **相談希望日の2日前**（土日開催の場合、直前の木曜日）までに、右記問合せ先に御予約ください。

お問合せ先・予約 岩手県労働委員会事務局

☎ 0120-610-797

（平日9時から17時まで）

盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階

平日には電話やメールで職員が相談をお受けしております。
お気軽に御相談ください。

労働相談なんでもダイヤル



0120-610-797

（平日9時から17時まで）



岩手県労働委員会

検索

詳しくは県ホームページへ

1 労働相談への対応

出前無料労働相談会では、労働問題に詳しく、**豊富な知識と経験**を持つ労働委員会の委員が相談に応じます。

- **公益委員**（弁護士、社会保険労務士、大学教授）
- **労働者委員**（労働団体役員など）
- **使用者委員**（会社経営者など）

当日は各1名ずつ参加し、三者で相談に応じます。

■ 主な相談事例

（労働者から）

突然の解雇、雇止め、配転命令、
給与カット、サービス残業、賃金未払い、
嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など

（経営者から）

退職する社員から金銭を要求された、
労働条件の話し合いが進まない、
突然、労働組合から団体交渉を申し込まれた など

2 労使トラブルの解決（あっせん）

■ 「あっせん」とは？

○ 労使トラブル解決のお手伝い

労働委員会の委員が、あっせん員と
なって労使双方の主張をお伺いします。
その上で、専門的な助言を行う等、**双方の歩み寄りを図り、問題解決をお手伝いする制度**です。

労働条件等をめぐり労使トラブルが生じた際、当事者だけの話し合いでは解決が困難な場合などに御利用ください。

もちろん、経営者の方も利用できます。

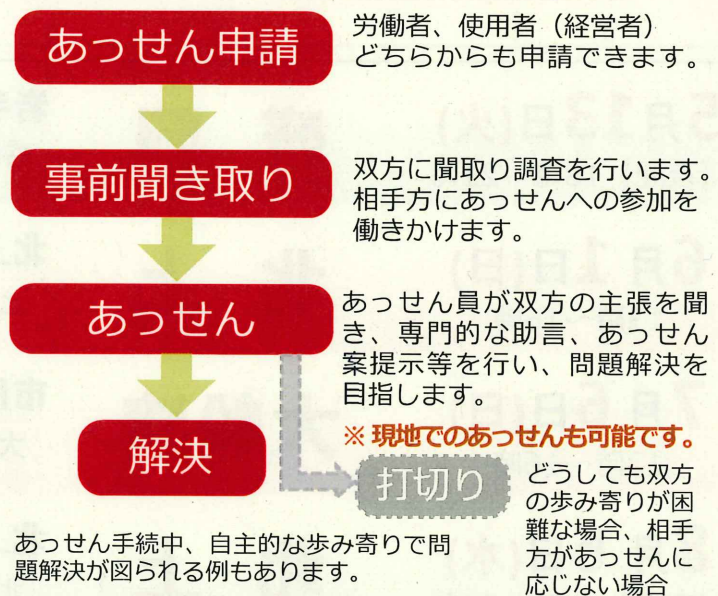
※公務員の方は一部を除き御利用できません。
（詳しくはお問合せ下さい。）

○ あっせん制度を利用するには

労働委員会へ申請書の提出が必要です。

申請書の記載、あっせん制度の利用については、お気軽に労働委員会事務局に御相談ください。

■ 【参考】 あっせん手続の流れ



わんこきょうだい



【申請書について】
労働委員会事務局にあります。
県のホームページからダウンロードもできます。



岩手県労働委員会HP

【お問合せ】 岩手県労働委員会事務局 審査調整担当
〒020-0021 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階
電話019-629-6276、6277（直通）